

葛飾区保育所の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正理由

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行による児童福祉法の改正を踏まえ、規定の整備をする必要があるため

2 改正内容

休日保育等に係る規定中「保育に欠ける児童」を「保育を必要とする児童」に改める。

3 議案

資料2-2別紙1のとおり

4 新旧対照表（抜粋）

資料2-2別紙2のとおり

5 施行期日

平成27年4月1日

6 周知方法

条例公布後、区公式ホームページに掲載する。